

2021年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問い直されており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命と暮らしを守る自治体として役割発揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【回答:介護保険課】

第8期の介護保険料は、介護サービス費用の見込み量や被保険者数の見込み等から算出しており、第8期期間中に変更の予定はありません。保険料段階については、負担の公平化の観点から、国の基準が9段階のところ一宮市は14段階としました。

保険料の負担軽減としては、所得段階が第1段階(生活保護受給者を除く)の老齢

福祉年金受給者、または第 3 段階の方で前年の合計所得金額が 33 万円以下の第 1 号被保険者については、市独自で保険料の 20%減免を実施しています。また、令和元・2 年度に引き続き、令和 3 年度についても、低所得者層の負担軽減を目的とした介護保険法施行令の改正に伴い、所得段階が第 1 段階から第 3 段階までの保険料の軽減を実施しました。

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

【回答:介護保険課】

市の減免制度として、生計維持者が死亡、障害、長期入院、失業等の理由により収入が減少した場合は、一定の要件のもと申請により保険料を減免しています。

- ③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答:介護保険課】

介護保険料については、所得段階が第 1 段階(生活保護受給者を除く)の老齢福祉年金受給者、または第 3 段階の方で前年の合計所得金額が 33 万円以下の第 1 号被保険者については、市独自で保険料の 20%減免を実施しています。また、令和元・2 年度に引き続き、令和 3 年度についても、低所得者層の負担軽減を目的とした介護保険法施行令の改正に伴い、所得段階が第 1 段階から第 3 段階までの保険料の軽減を実施しました。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答:介護保険課】

利用料については、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度、高額介護サービス費の支給制度があります。また、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が負担限度額を超える場合に対象となる高額医療・高額介護合算制度があり、これ以上の減免制度の実施は考えていません。

- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

【回答:介護保険課】

施設入所時の食費及び居住費については、特定入所者介護サービス費の支給制度、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度や市民税課税層における特例減額措置制度があり、市独自の補助制度の創設は考えていません。

★(2)介護保険サービス

- ①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

【回答:介護保険課】

訪問介護における生活援助中心型サービスの回数制限はしていません。平成 30 年 10 月 1 日から、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数を超える居宅サービス計画については、保険者への届出が必要となりました。

- ②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはし

ないでください。

【回答:高年福祉課】

現行相当サービスについては、継続利用を可能としております。また、「期間を区切った」ものについては、短期予防通所サービスが対象となりますが、国の実施要綱の短期集中予防サービスにもありますように、専門職が短期かつ集中的に関わることにより生活機能の向上を図る事業ですので、短期間で終了となります。

- ③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答:高年福祉課】

総合事業費は介護保険事業特別会計で確保されています。

- ④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答:高年福祉課】

一般介護予防事業の転倒予防教室「貯筋教室」は、コロナの感染拡大防止のため現在は休止しておりますが、令和3年度市内25会場(26コース)で実施する予定です。

また、コロナの感染状況を見ながら、認知症予防の教室「頭と体の体操教室」も前・後期、各12回ずつ実施を予定しております。

(3)基盤整備

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答:介護保険課】

一宮市高齢者福祉計画に基づき計画的に施設整備を進めており、看護小規模多機能型居宅介護は令和2年4月と令和3年4月に各1事業所が開設しました。現在は、広域型特別養護老人ホーム(定員100人)1施設が令和5年4月開設に向けた準備を進めているところであり、今後も計画的な整備を進め待機者の解消に努めます。

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【回答:介護保険課】

一宮市特別養護老人ホーム標準入所指針に従い、適切に対応するよう施設を指導しています。

(4)高齢者福祉施策の充実

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答:高年福祉課】

高齢者の居場所として、市ではおでかけ広場推進事業、居場所づくり整備事業、ふれあいクラブ活動支援事業を、社会福祉協議会ではふれあい・いきいきサロン運営費補助を行っています。また、認知症カフェは、市で年2回開催しており、その他にも介護事業所など12か所で開催されていますので新たな助成をする考えはありません。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答:介護保険課】

住宅改修費と福祉用具購入費については、受領委任払いを実施しています。高額介護サービス費については、実施する考えはありません。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

【回答:高年福祉課】

重度や高度の難聴者である身体障害者手帳所持者には補聴器購入助成制度があるため、中等度からの難聴者に対する補聴器購入助成について現時点では考えておりません。

★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答:介護保険課】

介護事業者の処遇改善については、介護報酬における介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算が創設されております。また、令和3年度介護報酬改定において、介護人材の確保・介護現場の革新に対応した改定もされており、市独自の施策の実施は考えていません。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答:介護保険課】

介護保険施設等の人員配置は、基準省令(例:介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)で最低基準が定められていますが、施設毎の実情も異なっており、介護人材確保、加算での評価、テクノロジーを活用した安全体制確保や業務負担軽減などの観点から、複数配置について国への要望や財政支援を行う考えはありません。市の実地指導においては、基準省令や労働基準法等の関係法令を遵守するとともに、実情に応じて職員を配置するよう指導しています。

★(6)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答:市民税課】

地方税法及び同施行令の規定に基づき、12月31日現在(年途中で亡くなられた方は死亡時点)で要介護1から要介護5の要介護認定を受け、「障害者控除対象者認定書」を発行された方は、翌年度に障害者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答:介護保険課】

12月31日現在で要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」発行の対象としており、「障害者控除対象者認定書」を翌年1月に

個別に送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答:保険年金課】

国民健康保険税は、国民健康保険事業を運営する上で重要な財源であり、法に従って適切に賦課すべきものと考えます。

一般会計の予算は、本来、市民全体のさまざまな施策のために使われるものです。一般会計からの繰入金を増やすことは、市の財政運営に影響を与え、国保加入者以外の市民にも負担を強いることとなりますので、額については妥当性を十分考慮すべきものと考えます。

★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答:保険年金課】

一宮市には様々な独自減免制度があります。国が一般会計からの法定外繰入の解消を強く求めている現状において、これ以上の減免制度を拡充する予定はありません。

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答:保険年金課】

18歳未満の被保険者については、平成22年度から市独自の減免制度として、均等割の3割を減免しています。

★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

【回答:保険年金課】

市独自の減免制度として、傷病を限定せず一定の条件で収入が減少した世帯には所得割額の2分の1を減免しています。所得ゼロまたはマイナスの世帯については、国の7割軽減制度に加えて、市の独自減免1割を減免しています。コロナ減免の適用要件については、国の基準に沿って減免しています。

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

【回答:保険年金課】

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金は、国の基準に沿って給付しています。

また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病については国の基準にないので、傷病手当金の対象とする予定はありません。

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替

える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

【回答:保険年金課】

資格証明書の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と考えます。なお、原則として保険税の滞納額を完納された場合に一般の保険証を交付しています。

また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切替える際には、医師の診断書などで確認する場合があります。

- ★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答:保険年金課】

短期保険証の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と考えます。

【回答:納税課】

納税相談により生活状況を聞き取りながら、納税者の生活実態の把握に努めています。財産を所有しているにもかかわらず、納期限内に納税されない場合は、法令等に基づいて差押えを行っています。

- ⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答:保険年金課】

一部負担金の減免は、震災や風水害、火災などにより重大な被害に遭われた世帯や、失業などにより収入が著しく減少した世帯を対象に実施しています。制度については、「国保のしおり(国保制度説明パンフレット)」や市広報、市ウェブサイトなどで周知しています。

- ⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答:保険年金課】

70歳から74歳までの高額療養費の支給申請手続は簡素化しています。70歳未満については、現在準備中です。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

【回答:納税課】

一宮市において、児童手当等の差押禁止財産については、差押えを行っていません。滞納の解消にあたり、納税者から滞納原因や現在の生活状況を確認し、納税相談を行っています。納税者の状況に応じて、徴収猶予、換価の猶予を案内しています。

4. 生活保護について

- ★①新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

【回答:生活福祉課】

生活保護の申請書については、申請希望があった場合は速やかに取り出せ、申請ができるようになっています。他自治体へのたらい回しは行っていません。

- ②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

【回答:生活福祉課】

生活保護の相談・申請及び保護費の支給については、法に基づいて適正に行っています。

- ★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

【回答:生活福祉課】

法に基づき適切に取り扱いをしています。

- ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答:生活福祉課】

法に基づき適切に取り扱いをしています。

- ★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答:生活福祉課】

ケースワーカーの充足率は、基準を満たすよう配置しています。また研修・会議についても定期的に関催をしています。

- ★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

【回答:生活福祉課】

法に基づき適切に取り扱いをしています。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答:保険年金課】

福祉医療制度は、県や他市町村の動向を注視しながら、必要な財源を確保し現在の医療費助成制度を維持していきます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答:保険年金課】

子ども医療費助成制度は、中学校卒業（15歳年度末）まで無料としています。対象年齢や一部負担金以外への拡大の予定はありません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答:保険年金課】

精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者には、一般の病気に対しても助成しています。また、自立支援医療（精神通院）対象者の精神通院分の一部負担金も助成しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答:保険年金課】

身体障害者手帳の1級から3級の所持者や住民税非課税の要介護4・5の方などの、現在の医療費助成対象者の要件に、住民税非課税世帯の要件を加える予定はありません。

- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答:保険年金課】

妊産婦の方には、妊婦健康診査受診票を14枚、産婦健康診査受診票を1枚、ご利用いただいています。現在、医療費助成の予定はありません。

6. 子育て支援について

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

【回答:子育て支援課】

第3期子ども・子育て支援計画の策定時に検討します。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

【回答:子ども家庭相談課】

第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)で、一宮市ひとり親家庭等自立促進計画を策定しています。

自立支援給付金事業(「高等職業訓練促進給付金等支給事業」「自立支援教育訓練給付金支給事業」)、「日常生活支援事業」も引き続き実施しております。

他にも「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」、「自立支援プログラム策定事業」やキャリアカウンセリング・就業支援講習会等の就業相談を実施しています。各事業とも利用者が増加傾向にあり、ひとり親家庭の自立を促進しています。

- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答:福祉総務課】

今年度より生活困窮者世帯の子どもに対する学習・生活支援事業委託を実施することとなりました。

(2) 就学援助制度の拡充

① 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答：学校教育課】

就学援助制度の対象は、平成23年度までの認定要件に加えて平成24年度から生活保護基準による認定基準を設け、改定前の生活保護基準の1.2倍以下の世帯までを対象としています。

② 年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答：学校教育課】

制度の案内は、市広報、市ウェブサイトの他全児童生徒にお知らせを配布しており、年度途中でも申請できることは周知しています。支給内容の拡充につきましては、令和2年度より新入学学用品費、修学旅行費の支給金額を増額しています。

★(3) 子どもの給食費の無償化

① 小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答：学校給食課】

学校給食法第11条第1項及び第2項の規定により、学校給食に要する経費(食材費等)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすることとなっているため現行どおりです。また、経済的な理由により給食費が未納とならないよう就学援助の利用を勧めておりますので、減額などを実施する考えはありません。

② 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

【回答：保育課】

国は、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、給食の食材料費について施設による実費徴収とする方針を示しています。ただし、これまで保育料を減免されていた方には、食材料費の徴収額についても減免を維持することとしています。市としましては、無償化以前から市独自で多子世帯での保育料の免除を行っていますが、この場合も食材料費の徴収額が無償化以前の利用料を上回ることがないように減免を行っています。

(4) 保育施策の抜本的拡充

★① 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

【回答：保育課】

公立保育園の老朽化への対応が課題となっている中、施設整備の手法のひとつとして民間移管を検討していますが、統廃合は予定していません。

★② 認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための具体的な施策を実施してください。

【回答：保育課】

認可保育所の整備・増設は、子ども・子育て支援事業計画に沿って進めていきます。認可外保育施設等への指導監督を定期的実施し、必要な指導、助言を適宜行っていきたいと考えています。

- ③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

【回答：保育課】

上記の認可外保育施設への対応によりたいと考えています。

- ④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

【回答：保育課】

市内のすべての保育所は、「一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める内容を最低限の基準として運営しています。

- ⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

【回答：保育課】

私立保育園等の運営の健全化と公私間格差の是正等を目的として、各種補助金の給付を行っています。

7. 障害者・児施策について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

【回答：障害福祉課】

障害福祉施設の建設補助事業など、一宮市障害福祉計画に示したサービス量見込の達成及び提供体制の確保策を進めていきます。

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答：障害福祉課】

障害福祉サービスの利用者の障害の状況や希望する暮らしの実現のため、サービス等利用計画の内容をふまえて、支給決定しています。

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答：障害福祉課】

移動支援については、通学等の通年かつ継続的な利用、入所施設の入所者の利用及び通院は対象としていません。

- ④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

【回答：障害福祉課】

入院中のヘルパー派遣については、医療機関で対応すべきものであるためヘルパー

利用の対象としていません。なお、平成 30 年度から重度訪問介護の支給決定を受けている方で一定の要件を満たす方は看護師らとのコミュニケーション支援が認められています。

- ⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

【回答:障害福祉課】

障害者(児)における障害福祉サービス等の利用者負担については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定められていることで、障害者・児の利用料を原則無償に変更することはできません。負担の在り方について、現行制度を改めるよう国に働きかける予定はありません。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

【回答:障害福祉課】

「介護保険利用優先」の原則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律で定められている事項であり、市として変更することはできません。ただし介護保険で対応できないサービスについては利用状況などに基つき障害福祉サービスをご利用頂いています。

- ⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答:障害福祉課・指導監査室】

共同生活援助(グループホーム)や入所施設の人員配置及び報酬単価については、障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準で定められています。夜間体制については、加算で評価されており、また施設毎の実情も異なりますので、職員の複数配置を国に要望する予定はありません。また、市独自の補助を実施する予定はありませんが、中核市移行により実地指導を市で行うことになりましたので、関係法令を遵守するとともに、実情に応じて職員を配置するよう指導していきます。

- ⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

【回答:障害福祉課】

障害福祉サービス等の報酬単価については、障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準で定められています。市独自の補助の実施は考えていません。

- ⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

【回答:障害福祉課】

一宮市地域生活支援給付事業の報酬単価については、平成 30 年度に移動支援の

単価を一部引き上げています。国及び県の補助が実対象経費の 50%前後(補助率は国 1/2、県 1/4)しか交付されない状況であり、これ以上の単価引き上げは市の財政上困難です。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【回答：保健予防課】

任意予防接種の助成については現在のところ予定はありません。国の動向等を見守りたいと考えております。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答：保健予防課】

成人用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担金(2,000 円)は利用者に負担感が大きくなるよう配慮し決定しております。

任意予防接種の助成については現在のところ予定はありません。国の動向等を見守りたいと考えております。

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答：健康支援課】

平成 31 年4月以降に届け出のあった妊娠届から産婦健康診査の受診票を 1 枚お渡ししています。この受診実績を確認しつつ、受け取られた方の確実な受診を勧奨していきたいと考えています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答：健康支援課】

妊産婦歯科健診については、妊娠中から産後1年までの間で1回とさせていただいていますが、すべての妊産婦が受診している状況ではありません。このため健診回数を増やす以前に、受診率の向上を図りたいと考えています。

母子健康手帳交付時や訪問、健診時に受診を勧めたり、市内の産科・小児科に妊産婦歯科健診の勧奨ポスター掲示を依頼するなどの啓発に努めていますのでご理解ください。

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答：保健総務課・健康支援課】

保健師等スタッフの増員につきましては、市保健所組織の体制整備を念頭に必要に応じて検討していきたいと考えています。また、歯科衛生士につきましては、現在、常勤歯科衛生士1名と、非常勤臨時歯科衛生士 14 名(令和3年4月1日現在)で様々な事業を実施

しています。今後、必要に応じて検討していきたいと考えています。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

【回答： 議事調査課】

1・2は一宮市議会の陳情書の取り扱い方法で対応します。

1. 国に対する意見書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。
- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

2. 愛知県に対する意見書

(1)福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

- ①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。
- ②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。
- ③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。